



令和5年度 10月人権一口講座



人権擁護委員制度について

みなさんは「人権擁護委員制度」をご存じですか？
人権擁護委員は、市町村長の推薦を受けて法務大臣から委嘱され、民間の立場から人権擁護活動に取り組んでいらっしやる方々です。

熊本市では、現在39名の方々が活躍されています。6月1日は「人権擁護委員の日」と定められており、毎年この日に人権フェスタが開催されています。令和5年度は下通アーケード街で子ども達とパレードによる人権啓発活動に取り組みました。

また、人権相談も行われており、面談・電話・インターネット・手紙などにより様々な人権に関する相談に応じられています。

相談を受けた後は法務局とともに問題解決のお手伝いや人権侵害の被害者の救済など幅広い活動が行われています。相談事業は法務局等で行われるほか市内5つの区役所で毎月2回人権擁護委員が出向き「人権相談」を開催しています。開催日等については各区役所総務企画課にお尋ねください。

今年度は来たる11月13日より25日まで開催する、当センターでの人権に関する取組「かけはしウィーク」でも、「出前相談」として人権擁護委員においていただき、相談事業を行います。

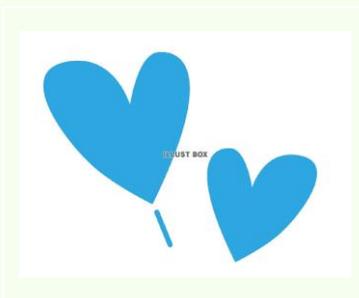
皆さん！ この機会に人権に関するお悩み事があれば、ご相談されてください。

人権擁護委員による「相談日」 期日：11月15日（水）・11月22日（水）

時間：午前（9時～正午）

申込：11月上旬より電話又は窓口にて

申込・問合せ先：ふれあい文化センター（096・366・7310）



「みんなの人権110番」

0570-003-110

（熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」十月号より）



仲良しだけど お互い高め合える 良いライバル
そんな友達って すてきだよね

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 西原小学校5年 山口明花さんの作品より